

令和二年十月二十六日、息子（専務）のところに男の子の赤ちゃんが生まれました。私にとって初孫です。妻ともどもずっと欲しくて欲しくて仕方がなかった初孫です。看護師さんが撮影してくださった動画を二人して何回も見ました。

手も足もブクブクなんです！

動いているんです！

このコロナ禍なので、病院のほうの規制があり、夫だけ予約しそれもガラス越しに十分しか面会できないということだったので会いに行けませんでした。これを記載している今もまだ会っていません。早く会って抱っこしたいと熱望しています。

お孫さんをお持ちのお客様から「可愛くて仕方がないよ」と何度も聞かされていたのですが、実際に自分に孫ができたらまだ会ってもしないのに、もう可愛くて仕方がなくなってしまうました。

お客様のおっしゃる通りでした。

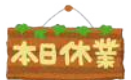
お客様に「孫には何て呼ばせるの？」と聞かれて「じいじ、おじいちゃん、でなく、ジジと呼んでもらいます」と答えました。なんとなく若々しくて、バタ臭くて、とても気に入っています。早くそう呼んでもらいたいです。シュタイフのティエイアのガラガラを早速買って会いに行くときに持っていきたいと妻に話したら「まだ早すぎます」とにもなく却下されてしまいました。今回は手放しで初孫ができた喜びを新しい家族ができた嬉しさを、書かせて頂きました。あまりにも私事で申し訳ありませんが、どうぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナ個人向けの支援策をご紹介します

新型コロナウイルス感染症に関しては、様々な支援策が国や各自治体から出されています。今回は、その中から特に「個人向け」について幾つかの支援策をピックアップしご紹介致します。（令和2年10月7日時点）

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- ・対象：2020年4月1日から12月31日までの間に事業者の指示を受けて休業し、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の労働者
- ・給付額：休業前の平均賃金の80%（上限11,000円×休業日数）



休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (厚生労働省HP)

●小学校休業等対応助成金

- ・対象：2020年2月27日から12月31日までの間に小学校等の休校で保護者が仕事を休んだ場合（事業主の申請）
- ・支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10



※1日当たり8,330円を支給上限 ⇒ 4月1日以降分は15,000円を支給上限
 ※対象となる休暇等の期限 令和2年9月30日まで ⇒ 令和2年12月31日まで
 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html (厚生労働省HP)

●学生支援緊急給付金

- ・対象：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大学などでの修学の継続が困難になっている学生（留学生を含む）令和2年5月19日から受付開始
 - ・給付額：住民税非課税世帯の学生：20万円、それ以外の学生：10万円
- ※在籍する学校の審査を経て、推薦が終わり次第、日本学生支援機構（JASSO）より、学生本人の口座に振り込まれます。



詳細は各在学先へご確認下さい。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

(文部科学賞HP)

●生活福祉資金の特例貸付 緊急小口資金

- ・対象：世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。世帯員に要介護者がいるとき。世帯員が4人以上いるとき。世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要なとき。

- ・貸付上限20万円、据置期間1年、償還期限2年以内、無利子、保証人不要
- 詳細はお住まいの市区町村の社会福祉協議会へご確認下さい。



<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/samout/index.html>

(厚生労働省HP)

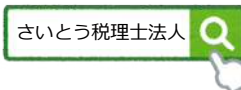


●公共料金等の支払い猶予

- ・政府からの要請により、上下水道、電気、ガス、電話、NHK等が支払いの猶予期間等を設けています。ご契約の各事業会社へお問合せ、ご確認下さい。

その他に事業を営んでおり、売上が前年と比べて減少している事業主の方には**持続化給付金**、**家賃支援給付金**など様々な支援策がございます。
 詳細や、対象になるかどうかは一度ご連絡下さい！

TEL 03-3727-6111



わたしのこだわり PART③

今年も引き続き「わたしのこだわり」です。税理士編をお届けします。



代表 齋藤 司享



私のこだわりは、出勤日の毎朝TPOそしてお天気と気分に合わせ洋服とネクタイを選ぶことです。
今は、夏場クールビズに限りネクタイをしなくなったので少し寂しい気分になったりしています。ネクタイは20代の頃のものからずらりと残っており、途中捨てたりもしましたが、現在201本ぐらいあります。
その中から、選ぶのがとても楽しいです。



私は、毎日お弁当を持参しています。普通のお弁当箱は使わず、味が混ざらない様、小さなタッパーにいろいろおかずを入れてきます。ゴハン、味噌汁、おしんこ、果物等がタッパーの数は、6〜7個に足りります。暖かくして食べたものは、電子レンジでチンして食べています。1日の内で一番充実した食事です。



相続コンサルティング部

谷島 和代



さいとう税理士法人
さいとう経営センター株式会社
サンガ行政書士法人
株式会社サンガアソシエイツ
株式会社ベネフィックス エフピー
☎03-3727-6111

こだわりがない私が唯一20年以上続けているのは、「阪神ファン」です。昨年は、広島まで応援に行き、全試合見られるようにCATVの契約もして子供たちにも「阪神ファン」になるよう日々洗脳しています。少年野球をやっている息子が阪神の選手になってくれることを夢んでいます。

新事業コンサルティング部

吉川 真由子



昼間に星を見ることができません。だけど、確実に何光年の先から光が届けてくれています。見えぬものを倫理的に感じる「やさしさ」に目下こだわり中です。

新横浜オフィス 税理士

小池 康夫

